

★1/28 県との陳情懇談会 開かれる★
障害者・家族の願いを聞いて！



参加と平等
 県推協新聞

第404号

2014年 2月 28日

毎月 1回 28日発行

郵便振替口座/00580

-9-2534・障県協

購読料(1年)3,000円

(会員の購読料は会費に含む)

… 切実な訴えに真摯な対応、具体的な進展は乏しく…

長野県障害者運動推進協議会の県との陳情懇談会が一月二十八日(火)午後、県庁議会議棟において開催されました。

松丸道男代表は挨拶で障害者・家族の生活の厳しさについて「医療・介護、生活保護など次々に改悪され」「消費税率引き上げが追い打ちをかける」と述べました。さらに、故坂本代表が常々「障害者は平和な社会でなければ生きてゆけない」と述べていたことを紹介し、「秘密保護法などの動きなど不安がある」と懸念を表明しました。その上で、国連「障害者権利条約批准の動き」に触れ「条約の

中身に相応しい施策の充実」を訴えました。最後に、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」との国内外の到達点を指摘し、「私たちの訴えに前向きな対応を」と要請しました。

県健康福祉部・眞鍋警部長は、「機会を与えていただきありがとうございます」と述べ、県が新たな五ヶ年計画をスタートさせたこと、社会参加や雇用の促進を目指していることなどを紹介し、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」については「ぜひ、このような場でお聞かせいただきたい」と応じました。

総計二百項目以上の要望事項に対し、県からは丁寧な回答書が寄せられました。県の担当者も真摯な対応です。しかし残念なことに、財政難を理由に、

発行 長野県障害者運動推進協議会

発行所 〒三八一〇〇三四
 長野市高田中村二七六一八
 長野県労働会館一階

電話 〇二六(二六四)五二五六
 FAKX 〇二六(二六四)五二五六

発行人 松丸道男

紙面の案内

◆ 特集 ◆ P1~P5 1/28 県との陳情懇談会 開かれる

…障害者・家族の願いを聞いて！…

- ◆ P 6 ; 初めて、県との陳情懇談会に参加して 未来スペース 副理事 田中はる美
- ◆ P 7 ; …コラム… 旭洋一郎 (長野大学 教授)
- ◆ P 8 ; お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報をお願い致します。)



国の悪政に対し県としての積極的な姿勢が乏しく、具体的な成果にまで結びついていません。

まよめの挨拶に立った、障害者支援課・清水剛一課長は、「多岐にわたり細かい陳情内容で、まだ、これでもきていないなど再認識の良い場面になっている」「これから随時お願いしたい」と述べました。県側からは部長以下、一三課・室二四人が、当会からは一五団体から二六名が参加しました。

粕野美和さんの訴え

呼吸器を付けた子は、親が付き添わなければ学校に通えない？



子どもは小学校五年生、松本養護学校ひまわり部に通っています。一年以上の移行期間を終え、今年度から子どもは二四時間呼吸器を付けながらも通学生で学校に通っています。学校看護師さんは呼吸器管理ができないことになっていきますので、私（母親）が一緒に付き添って学校に通学します。何度も「学校看護師による呼吸器管理ができれば良いのに」と思うことがありました。

親や姉妹が体調を崩すと、この子が学校に通えなくなってしまうということには本当に頭を悩ませられました。この子は現在、体重が二八kgになり移動の際はヘルパーさんをお願いしてはいますが、それでも夫婦共々酷い腰痛に悩まされるようになりました。私や主人がぎっくり腰になれば、学校に付き添うことができなくなり学校をお休みします。家族が体調を崩せば、子ども自身は学校に通える状態であるにも関わらず行くことができません。学校が好きな子どもにとっては辛いことですし、私もとても切ないです。

我が家はこの子のほかに、中一

の姉、小二の妹、保育園に通っている妹がいます。子どもが多ければ、それだけ行事も盛りだくさんです。姉妹の行事の際にも学校を休むことになってしまいます。二月も末娘の保育園最後の参観日とこの子の音楽学会の日程とが重なってしまいました。前日まで練習し、楽しみにしていた音楽学会をお休みせざるを得ませんでした。

学校看護師が呼吸器管理を行うことができれば、このような悲しいことは起こりません。もっと学校に通えるのに…と想ってなりません。

「学校」とは、この学齢の子どもたちが皆通える場所ではないのでしょうか。教育は保障されていないのでしょうか。この子は、普通に学校に通っている子どもとせいで半分かくらいしか通えないのでしょうか。そう思えてならないのです。

直接の医療ケアが、学校において、家族の負担によってではなく、柔軟に適切に確実に安全に、医療ケアによって関係性が深くなり、理解が高まる教育的かかわりの一環としての医療ケアを望みます。

都立の肢体不自由特別支援学校において鼻マスクでのB-I-P-A-P使用

の研修もあるようです。

文科省特別支援学校等における医療ケアの実施における検討会議の報告によりますと、特定行為以外の医療行為については、教育委員会の指導の下に、基本的に個々の学校において個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を考慮しながら対応可能性を検討することが重要であると書かれています。もちろんその際には主治医や学校看護師等、学校関係者において慎重に判断することが求められますが、呼吸器についてもそのようにして頂きたいのです。

呼吸器を付けた子は、親が付き添わなければ学校に通えないというのではなく、一人ひとり個々の児童生徒の状態に照らし検討していただきたいと願っています。

この子は、呼吸器をつけていないお友達のように、母親抜きで学校に通いたいと言っています。安全に確実にはもちろん、この子にとって最善の利益は何か、是非、熟考して頂きたいです。

続いて、子どもと障害者の医療費を窓口無料にしていたきたいのです。

「この子はお腹にいるときから水頭症であることが分かったため、姉のこともありますので私の実家・東京で出産しました。実家にいる間は医療費を窓口で支払うことはありませんでした。長野に戻ってきたら医療費を一時的に支払うことを余儀なくされ、当時二ヶ月に一度、肺炎で入院していたこの子の入院費の支払いはまさに自転車操業でした。」

「今でも制度を使っても毎月五、六万ほど、入院すると入院費を一時的に支払っています。毎月それだけのお金と何かあったときの入院費を確保するのはとても大変なことです。」

「子どもの医療費は全国の三七七都道府県、障害者医療費は三十都道府県で窓口無料です。群馬県では子どもの医療費の窓口負担も自己負担もありません。お隣の群馬県でできていることがどうして長野県ではできないのでしょうか。財政負担問題は分かりますが、県民の「命」を優先させてもらいたいのです。私たちは地域で、長野県で暮らしていきたいと思っています。是非、実現してほしいです。」

(一部修正)

重点要望事項への 主な回答

◆福祉医療制度について

要望 「自動給付方式」を改め「窓口無料化」の実現を



回答 「福祉医療は、本来、社会保障政策の中で国がやるべきこと…機会を捉え要望していく」
「受給者負担金は、受給者に制度を支えてもらい、持続可能な制度とするため」

要望 「多くの都府県が実施している中、長野県も実施することが国を動かすことにつながる」

回答 「財政的に…できない…現行の制度で」

◆特別支援学校(障害児学校)の教職員配置について

要望 「せめて教職員の配置を決めている国の法を守って増員すること。法律とは四百人近い開きがある」「才学園の無免許での教育が問題になった。違法行為は批判されて当然である」「しかし、県に学園を指導したり処分したりする資格はあるのかとの批判がある」「県教委は、特別支援学校の教職員配置や免許保有率の問題でも長年に渡り知っていながら放置してきた」

回答 「知事が県議会の答弁で『努力したい』と言っている」「免許保有率は現在六八・三%(全国七〇・八%)になっている」



◆医療的ケアを必要とする子ども達の課題について

要望 「学校常駐看護師の増員、実施できる医療的ケアの拡大(特に人工呼吸器管理)」ほか

回答 「医療的ケア運営協議会での意見を踏まえ、安心安全な医療的ケアの実施を大切に、あり方について、引き続き検討」



陳情項目 四からの 後半部分 報告



四、労働、所得保障

質問Ⅱ 太田広美(きょうされん長野支部 支部長) 以下の四点を質問

(1) チャレンジ雇用に関して、具体的にどのくらい活用されているのか?

県回答Ⅱ 六名のチャレンジ雇用募集に対して九〇名の応募あり。

知的・精神障害者チャレンジ雇用ラステップアップオフィス事業については、前項のとおり雇用機会の拡大のため平成二十五年度より雇用期間を最長三年(一年更新)に延長し、配属先の圏域にある障害者就業・生活支援センター等と

連携しながら、個々の職場定着に向けた支援体制の充実に努めてまいります。

(2) 就労支援事業に関して、各事業所に対しての優先調達支援はすすんでいるのか?

県回答Ⅱ 長野県におきましては、これまで、障害者就労施設等の工賃アップに取組んできましたが、障害のある方が地域で自立して暮らしていくためには、更なる所得向上の施策が必要であり、当該法律の施行を絶好の機会と位置付け、平成二十五年九月十二日に本県独自の取組を盛り込んだ調達方針を策定し、障害者就労施設等への発注に取組んでいるところですが、また、「指摘のとおり、市町村の取組の格差が生じないよう、県、市町村、障害者就労施設を対象とした担当者会議を開催したり、「障害者優先調達NEWS」を毎月発行し、制度の周知・理解の促進に努めているところです。

(3) 職員の研修・人材育成に関してどんな施策があるのか?

県回答Ⅱ 求人開拓員を配置して、相談にのっている。また、職員研修の充実を図っている。

(4) きょうされん長野支部で地域活動支援センターの現状交流会を実施しました。地域活動支援センターは、社会参加の場であり、もっと充実させたいが、運営費が低く職員等の人材確保が難しい。運営費の増額をして欲しい。

県回答Ⅱ 地域生活支援事業については、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定できることになっている国庫補助事業です。しかしながら、その経費は国が1/2、県が1/4、市町村が1/4をそれぞれ負担することとされているものの、国予算が十分確保されていないために市町村に超過負担が生じている実態があります。

これまでも機会を捉えて要望してきたところですが、基礎的サービスが市町村によって格差が生じないよう、引き続き国に対して十分な予算確保を要望してまいります。

五、生活・福祉・文化・スポーツ

(1) 質問Ⅱ 田中はる美(みんなの居場所「未来スペース」副理事長)・・・タイムケア事業に関して、単価アップ・利用時間三〇〇時間のアップを要望。

県回答Ⅱ タイムケア事業は市町村が実施主体であり、県の財政状況もあり、タイムケアの単価・利用時間アップは難しい。

タイムケアの対象者に関しては、障害者手帳保持者以外に、医師の診断書があれば、タイムケアの対象となると、市町村担当者に、説明している。



(2) 質問 榊沢徹也(ワークセ
ンターYUI施設長) : 就労支援
事業所に自転車で通っている利用
者が交通事故に合い二週間欠勤と
なりました。その為事業所の利用
収入がないので運営を圧迫する結
果となりました。このようなケー
スに対する救済措置を作って欲し
い。

県回答 指摘のようなケースに対
して県として国に救済措置を求め
て行きたい。

(3) 質問 長崎氏(視覚障害
県推協常任委員) : パソコンの基
本ソフトのサポート終了にともな
うソフトの更新を、日常生活用具
給付事業の対象にして欲しい。

県回答 : 基本ソフトの終了にとも
なうソフトの更新等については、
個別の状況による判断となります
ので、お住まいの市町村にお問い
合わせ下さい。

(4) 質問 司会・松丸より : 障
害者の六十五歳問題に関して

県回答 障害者が六十五歳以上
となった場合は、原則として介護
保険サービスを利用していただく

こととなりますが、条件によって
は障害福祉サービスも利用できる
ことについて、市町村に周知を徹
底してまいります。

原則 割負担となっていますが、
低所得者に対しては負担限度額が
設定されるなど、一定の配慮がな
されているところです。

ただし、以下のような場合は、
障害者施策から提供することも可
能です。

- ① 市町村が適当と認める支給量が
介護保険サービスだけでは確保で
きない場合。
- ② 利用可能な介護保険サービスが
身近にない場合。
- ③ 介護保険の要介護認定が非該当
と判定された場合で、なお支援が
必要と市町村が認める場合。

(5) 質問 太田瑞穂(ちごちこ
の会) 医療的ケアの必要な障害児
者に対して看護師が同乗・スト
レッチャーごと乗車できる移送
サービスを保障して欲しい。

県回答 障害者の移動支援につい
ては、市町村が行う「地域生活支
援事業」の中に位置付けられてい

ます。サービス内容など事業の詳細
は各市町村が決定することと
されていますので、お住まいの市町
村へ御確認をお願いします。

なお、平成二十五年四月から施行
された障害者総合支援法の附則の中
で、法施行後三年を目途として検討
することが定められており、国の検
討の動向についても注視してまいり
たいと考えております。

六、「長野県障害者プラン」等の策
定・推進に関して

質問 穂刈由香里(ポプラの会) :
障害者差別禁止法条例に関して、二

年前に長野県の検討委員の一員に
なり、いろいろな意見も述べたが、
その後どうなったのか?。

県回答 国が、平成二十五年六月
に障害者差別解消法を作ったの
で、この法律を見守っている。
尚、障害者差別が起こらない風土
づくりとして、共に生きるサポー
ターになってもらうために、「信
州あいサポート運動を本年度から
新たに開始しました。

七、国や関係機関に強く働きかけ
ていただきたい課題

質問 ポプラの会 : 精神障害者の
交通運賃割引に関して

県回答 三障害一元化の観点か
ら、関係する交通事業者に要望し
ている。その結果、しなの鉄道で
は、精神保健福祉手帳をお持ちの
方が割引対象になりました。

また、国に対してもJR等の旅
客運賃割引について要望してまい
ります。

.....

後半は、やはり時間がたりず、
約束の時間を十五分程度オーバー
してしまいました。



初めて、県との 健康懇談会に参加し

NPO法人 みんなの居場所「未来スペース」 副理事長

田中 はる美

今回初めて、長野県健康懇談会に参加させていただきました。

私共が日頃、発達障害や発達障害から来る精神疾患に病んでいる方々と触れ合う中で、改善して頂きたい事や疑問に思っている事を聞いて頂ける、とても大切な機会を与えて頂き有難うございました。

このお話を頂いたとき、日頃の思いを伝えられるならばと気軽にお受けしてしまいました。お受けしてから、とても責任のある役であることを改めて感じ少し後悔しました。しかし、お受けした以上私たちの思いを県の方々に理解して頂けるよう、どんな言葉や内容

が伝わるのかスタッフ皆で色々考え意見交換をしました。

タイムケア利用は、発達障害・発達障害から来る精神疾患を持つ人たちやそのご家族にとつて、自分や家族が障害の特性を理解し納得し向き合う大切な時間になり、とても時間の掛かるものです。

ですから三〇〇時間などはすぐに超えてしまい、その後は実費での利用となり、家族の負担、本人の負担が重く押し掛かり、良い方向に進んでいた支援が途絶えることが有ります。

障害を持った人は、何かとサービズを利用するとき手帳を取れば良いと言われますが、小さい頃から本人と接している家族にとつて、成長していく過程の中で突然、健常者として生活してきた子供が障害者として受け入れなければ成らないという、とても大きな課題が発生し、それを乗り越えるには周りのたくさん人の協力を作つてからでなければ安心して踏み切れません。

そんな苦しい思いの中でも、前に進もうとしている方々の思いを

少しでも伝え、安心して向き合ってもらおう事が私たちの役割であり責任だと思っております。

「その想いを、伝えるにはハッキリとした言葉でゆっくりとだよ。」と皆からアドバイスを受けて懇談会に参加しましたが、やっぱり人前ではあがってしまう私には、指名を受けた瞬間に頭が真っ白になり、一生懸命清書したメモを読み忘れて、言いたい事を言った感じになり、終わった後は後悔でした。しかし、会議の後に長野県障害者支援課の 湯浅 明 係長さんが私たちの所に来てくださり、分かりづらかった点や思いをもつて一度聞いて確認して頂いた事は、とても嬉しく有り難く思いました。「後悔」が少し和らぎ、理事長にも「これで良いんだよ」と声を掛けて頂き、安心して帰る事が出来ました。

私たちの訴えは、行政の方や健常者の方々には小さいお願い事ですが、これから発達障害や発達障害から来る精神疾患を抱える方が確実に増えて来ている現状を知って頂き、たくさんの方に理解をしてもらい支援をして頂けることを

強く望みます。

私たちも、多くの方たちに発達障害は障害ではなく自分の性格・特性が強く出てしまい、人と同じことをやりたいのに出来ない本人が一番辛く苦しいもので、適切な支援が早期に出されれば健常者の人と同じ社会生活ができ、才能も開花させることができる事を正確に確実に伝えていきたいと思えます。

改めて、この貴重な経験をバネに日頃の活動に生かし、発達障害・発達障害から来る精神疾患を持った方々の支援をしていきたいと思えます。有難うございました。

団体紹介	NPO法人 みんなの居場所 未来スペース
代表者名	合津 忠
住所	〒389-0601 埴科郡坂城町坂城9322
設立年月	平成21年4月
TEL	0268-82-7460
FAX	0268-82-7460
URL	http://pub.ne.jp/mirai_space
活動日時	活動日：月曜日～水曜日、土曜日
	時間：9:00～15:00
相談受付	相談受付日：月曜日～水曜日
	時間：10:00～14:00
対象者	障害のあるなし、性別、年齢に関係なく居場所

障害者権利条約 批准記念特別フォーラム

日時：2014年3月10日(月) 13:00~17:30

場所：衆議院第一議員会館1階多目的ホール(東京都千代田区永田町2-2-1)

主催：国連障害者の権利条約推進議員連盟
日本障害フォーラム(JDF)

障害者権利条約が本年1月20日に批准されたことを記念し、今後の取り組みについて共に話し合います。第3部では、条約の趣旨を踏まえ、東日本大震災から3年目の課題についても話し合います。

第1部 国連障害者の権利条約推進議員連盟総会(記念セミナー) 13:00~14:00

第2部 パネルディスカッション「批准への期待と課題」 14:00~15:00

第3部「東日本大震災から3年 いま求められるインクルーシブな復興」 15:15~17:30
(JDF東日本大震災被災障害者総合支援本部 第四次報告会)

・ ・ コラム ・ ・

旭 洋一郎 (長野大学教授)

日本の障害者権利条約 批准に寄せて

日本政府がようやく障害者権利条約を批准した。関係者のご努力に敬意を表したい。

しかし、2006年12月の国連総会において採択されてから丸7年以上、国連加盟国193か国中141番目以降の批准である。どうしてこのように批准に時間がかかったのだろうか。むしろ、同権利条約に関連する国内法が未整備であったことが理由なのだが、つまり日本および日本政府は、障害者の基本的人権、差別禁止に関わる権利等にあまり関心がなかったと言えそうである。

ここで触れるまでもなく、今後、国内法がさらに点検整備されねばならないが、障害者運動は丸丸となってその遂行と内容のチェックをしていかねばならないだろう。発言をやめるわけにはいかない。

とりわけ重要視したい権利は政治権である。政治への参加権の保証である。その内容は選挙における候補者の情報がすべての障害者に届き、すべての障害者が投票を行えるよう配慮と工夫がなされなければならない。障害の特徴毎に合理的な配慮がなされ、政見放送はオンデマンドでいつでもどこでも見られ、知的障害がある人にむけた政見の用意を義務づけるべきであろう。また、被選挙権においても例えば手話ネイティブの人の選挙活動には口語通訳の公費保証がなされるべきである。

それからもう一点、障害者以外のマイノリティ、つまり性的マイノリティ(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)や少数民族、在日の外国籍の人々との連携、連帯の取り組みも必要である。共通する課題は多く、向かうべき方向も近いはずである。差別の根源、構造と実際は同じである。

つまり、批准は目標であったが、やはりスタートなのである。このことを改めて確認したい。

お知らせコーナー



1) 長野県障害者運動推進協議会 2014年度協議員総会のご案内

◇期 日 3月15日(土)

◇会 場 長野市障害者福祉センター202号室

◇日 程 受 付 12:30~

1 県から新年度事業・予算の説明及び意見交換会 13:00~13:50

2 研修会(講演) 14:00~15:20

「障害者福祉等にかんする全国情勢と私たちのめざすもの」

講師 白沢 仁(障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会事務局長)

3 2014年度 協議員総会 15:20~16:00



2) 障害者の就労・雇用促進フォーラム …個性を活かして働く…

～違いをすることで壁が消える～

と き:3月13日(木)13:00~16:30

と ころ:キッセイ文化ホール(松本文化会館)

入場無料

第1部 講演:働いている人を幸せにする社会

講師:坂本光司(法政大学大学院政策創造研究課教授)

第2部 分科会

主 催:長野県



3) 障害者・高齢者等要援護者のいのちを守る防災のあり方を考えるシンポジウム

in千曲・坂城 …地域での日常的なつながりを どうつくっていくか?…

と き 3月21日(金)午後1:30受付 14:00~16:30

と ころ 千曲市文化会館小ホール

参加費 100円(資料代)

主催:千曲市ボランティア連絡協議会

NPO法人介護家族サポートセンター レインボーハウス

日頃より私ども県推協へのご支援、誠にありがとうございます。
年度末となりますので、2013年度会費未納の方は、早急に会費の
納入をお願い申し上げます。



◎問い合わせ 県推協事務局まで

TEL/FAX 026(264)5256

E-mail: suishin2007@yahoo.co.jp